

町長交際費支出基準

(平成17年3月9日決裁)

(運用の基本)

第1 町長交際費(以下「交際費」という。)は、町長が町を代表して外部と公の交渉を行う際特に必要とされる経費であるから、その執行に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限にとどめるものとする。

(交際費の支出基準)

第2 交際費の支出区分は次のとおりとし、その内容は別表に定めるとおりとする。

- (1) 弔意
- (2) 賛助、協賛
- (3) 記念式典、諸祝賀
- (4) 購読料
- (5) 会費
- (6) その他

(支払の証明)

第3 交際費の支出に当たっては、領収書を徴しておくものとする。ただし、香典等社会通念上、相手から領収書を徴することができないものにあつては、その収支の経理を明らかにしておけば足りるものとする。

(交際費の公表)

第4 交際費の支出の内容は、別に定めるところにより、町民に公表するものとする。

(施行期日)

第5 この基準は、平成17年4月1日から施行する。

(嵐山町職員等に対する弔意金等給付内規の廃止)

第6 嵐山町職員等に対する弔意金等給付内規を平成17年3月31日をもって廃止する。